

令和元年度12月19日付【日本水道新聞】
関東支部 令和元年度コンプライアンス勉強会
同一賃金への対応学ぶ

同一賃金への対応学ぶ

水コン協関東

コンプラ勉強会

全国上下水道コンサル
タント協会関東支部（菅
伸彦支部長）は11月8日、
令和元年度コンプライア
ンス勉強会を都内で開
き、同一労働同一賃金を
巡る動向について講演が
行われた。会員企業など
から約50人が参加した。

講師はTOMA社会保
険労務士法人代表社員の
麻生武信氏で、演題は
「働き方改革が求められる
時代〜今、どのように
同一労働同一賃金に取り
組むか〜」。段階的に働
き方改革関連法が施行さ
れる中、来年度から大企
業で、再来年度から中小
企業で義務化される「雇
用形態にかかわらずない公
正な待遇の確保（同一労

働同一賃金）」に焦点を
当てた。

これまで同一労働同一
賃金は労働契約法、パー
トタイム労働法、労働者
派遣法の3法で定められ
ていたが、法改正により
「パート・有期雇用法」
「労働者派遣法」に規定
し直され、内容や責任、
義務が具体化・強化され
る。一方で、関連する過
去の判例（手当の有無の
解釈）からすると法解釈
が十分に確立されている
とは言えず、ケースごと
に司法判断が異なってい
る実情も紹介した。

あいさつした同支部倫
理委員会の寺山寛委員長
は、各社とも「人材確保
の一方策として短期間・
有期雇用社員、派遣社員
などを雇用し対応してい
る状況」であるため、働
き方改革関連法を踏まえ
た待遇などへの理解が必
要があるとした。